

令和5年4月5日

## 新型コロナウイルス感染症の「みなし入院」の取り扱い終了について

公民館総合補償制度における新型コロナウイルス感染症に伴う見舞金の請求方法についてご案内しておりますが、令和4年度契約をもって「みなし入院」の取り扱いを終了することを、下記のとおりお知らせします。

### 記

行事傷害補償制度、職員災害補償制度では、医師の指示や自治体・保健所等の要請による自宅療養・宿泊療養を「みなし入院」として入院見舞金を支払うよう取り扱ってきました。

このことについて、政府による行動制限要請の縮小等の対応を総合的に鑑みて、全国公民館連合会では、本件を実施する社会的役割は完遂したと判断し、「みなし入院」の取扱いは令和4年度契約をもって終了します。

令和5年度契約（令和5年5月1日午後4時）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、医療機関への入院のみが支払いの対象となります。

以上

《お問い合わせ》

本件についてのご不明の点がございましたら、下記のところまでお問い合わせください。

■エコー総合補償サービス（株） TEL 0120-636-717 FAX 0120-226-916